

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全2枚）

新潟高教組

地公労確定交渉速報③

2024年11月15日 全組合員配布

地公労第3回確定交渉

給与改定勧告どおり実施

年内差額支給確認

地域手当引下げ

「4月からの較差については来年の勧告で給与改定があるもの」との回答に終始し認識の差埋まらず

地公労は11月13日に大田総務部長と交渉を行った。給与改定について勧告どおり実施（月例給増額改定、一時金0.10月引上げ）を確認した。年内の差額支給については、国の給与法改定の時期が見通せないことから、第1回、第2回交渉では不透明な回答に留まったが、第3回交渉にて「年内の差額支給実施」「アップデート課題は切り離して対応する」ことを確認した。

交渉の最重要点であった地域手当の引下げについては「勧告尊重」「4月から公民較差が生じれば来年の勧告で給与改定があるもの」との回答を繰り返し、「4月から実質的な賃金削減」「4月以降の均衡がはかられない」とした地公労との認識の差は埋まらなかった。今後の地域手当の扱いについては引き続き検討とされているため、地公労では来年度の勧告に向けて人事委員会交渉を強化していくことを確認した。

以下2024地公労交渉到達点概要

要求項目	到達点	評価
①勧告の扱い	・ 勧告どおり増額改定 ・ 年内に差額支給を実施 ・ アップデート課題は切り離して対応	○
②寒冷地手当	・ 勧告どおり支給額11.8%増額、支給地域見直し ・ 特例支給公署指定時にアンバランス、納得感が出ないことがないよう人事委員会へ実態を伝える	△

④扶養手当	・国及び他県均衡との回答に終始	×
⑤地域手当	・「人事委員会勧告を尊重」「4月から公民較差が生じれば来年の勧告で給与改定があるもの」と回答 ・来年の勧告に向けて総務部長として、この交渉での内容を踏まえ、人事委員会へ話をすることだけは確認	×
⑥通勤手当	・勧告どおり改定 ・渋滞緩和の特例措置の三条・長岡インターの適用は交通センサスが新潟市内ほどの状況ではない	△
⑦休暇制度（育児休暇、部分休業等）	・国準拠、他県均衡 ・国の制度が変われば改正されるだろう	△
⑧暫定再任用制度	・暫定再任用制度は再任用制度を引き継いだものであり変わらない。「賃金を60歳前と同様に求めるが、変えられないのであれば、働き方を7割とすべき」と求めるが、働き方は任命権者でとの回答	△
⑨長時間労働是正	・過労死基準超の時間外勤務はあってはならない ・長時間の時間外勤務はなくしていかなければならない ※具体的な削減案は示されず	×
⑩人員課題	・人員増と長時間労働の縮減は強い相関関係にあるとはいえない ・知事部局、教育庁含め、欠員の解消は必要。増員について任命権者がそれぞれ部局の話をよく聞く	×
⑪ハラスメント	・教育委員会、12月まで調査の実施 ・知事部局、職員だよりにアンケート結果を掲載 ・ハラスメントの解消に向け、相談窓口の周知、ハラスメントが確認されれば処分を行う	△
⑫特殊勤務手当の見直し	・災害応急手当の実施時期 提案：25年1月1日 交渉結果：24年1月1日 ・内水面作業手当 提案：廃止 交渉結果：提案を棚上げ	○

地公労は交渉後幹事会を開催し、上記到達点を確認。①～⑪などについて、満足の得られる内容ではないが、増額改定、年内差額支給にむけて確認したことや特殊勤務手当の見直しについて前進回答が得られたことなどから、地域手当については課題が残るもののやむなく妥結の判断をした。また、新教連においても、発出済みの速報にある通り、引き続き交渉・折衝・協議を行っていくことを確認した。

引き続き諸課題について粘り強く交渉を続けていきます。

○要求実現に向けてともに頑張りましょう○

指示第44号 知事あて大型ハガキの取組

全12,871筆（直接郵送含まず） 高教組281筆（32分会）

ご協力ありがとうございました。